

## 令和6年第2回定例会12月議会提出議案概要書

## 議 案 目 録

- 議案第 9 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定のこと
- 〃 第 9 2 号 明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 3 号 明石市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 4 号 明石市水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 5 号 明石市下水道条例等の一部を改正する等の条例制定のこと
- 〃 第 9 6 号 令和 6 年度明石市一般会計補正予算（第 6 号）
- 〃 第 9 7 号 令和 6 年度明石市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 9 8 号 令和 6 年度明石市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 9 9 号 明石市立文化博物館に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 1 0 0 号 明石市立夜間休日応急診療所に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 1 0 1 号 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 1 0 2 号 あかし斎場旅立ちの丘に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 1 0 3 号 明石駅前立体駐車場に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 1 0 4 号 1 7 号池魚住みんな公園及び中尾親水公園に係る指定管理者の指定のこと
- 報告第 1 9 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 0 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 1 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 2 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 4 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一元化されることから、関係条例について規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

明石市行政不服審査法施行条例ほか 9 条例

(2) 改正内容

「懲役」「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改める。

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

## 1 要 旨

人件費及びガソリン価格の高騰等の社会経済状況を踏まえ、霊きゅう用普通自動車の使用料を引き上げようとするもの。

## 2 内 容

霊きゅう用普通自動車の使用料を引き上げる。

運行距離	改 正	現 行
10 k m まで	17,600円	14,800円
20 k m まで	19,800円	18,300円
30 k m まで	24,200円	22,000円
40 k m まで	28,600円	25,600円
50 k m まで	33,000円	29,100円

## 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

1 要 旨

空家等対策計画に係る規定を新設するほか、管理不全空家等の所有者等に対する勧告に係る事前の意見聴取手続等について定めようとするもの。

2 内 容

(1) 条例に、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の規定に基づく空家等対策計画の策定を明記する。

(2) 管理不全空家等の所有者等に対して法の規定に基づく勧告を行う前に、次に掲げる事前手続を行うものとする。

ア 明石市空家等審議会での審議

イ 所有者等が意見を述べる機会の付与

(参考)

管理不全空家等	適切な管理が行われておらず、放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家等
特定空家等	放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態等にある空家等

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

水道局と都市局下水道室の組織統合に伴い、水道事業及び下水道事業の設置等に関する事項を同一の条例で定めるため、条例の全部を改正しようとするもの。

2 内 容

明石市水道事業の設置等に関する条例と明石市下水道事業の設置等に関する条例の内容を統合した、明石市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を制定する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

## 1 要 旨

水道局と都市局下水道室を統合し、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例について所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

### (1) 改正等する条例

- ア 明石市下水道条例
- イ 明石市事務分掌条例
- ウ 明石市職員定数条例
- エ 明石市職員退職手当条例
- オ 明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例
- カ 東播都市計画事業明石市下水道事業受益者負担に関する条例
- キ 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例
- ク 明石市水洗便所改造資金等貸付条例

### (2) 改正等の内容

- ア 条文中「市長」とあるのを「管理者」と、「規則」とあるのを「規程」とする。
- イ 都市局が所管する事務から、下水道に関するものを削る。
- ウ 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）事務部局の職員の定数を定める。
- エ 上下水道事業を通じて管理者 1 人を置く。
- オ 制度の目的を達成したことから、明石市水洗便所改造資金等貸付条例を廃止する。
- カ その他所要の整備

## 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。ただし、2 の (2) のオは、公布の日から施行する。

今回の補正は、歳出で、私立保育所等教育・保育給付事業費や訓練等給付事業費などの追加を行うとともに、歳入では、地方交付税や国庫支出金などを追加するもの。

また、併せて、旧大久保清掃工場ほか解体工事や中学校及び明石商業高等学校の屋内運動場空調整備業務委託に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものなどについて、債務負担行為を追加するとともに、市役所新庁舎建設事業について、債務負担行為を変更するもの。

〔 補正額 2,935,172 千円 補正後 134,189,108 千円 〕

#### 歳 入

地方交付税	1,198,370 千円	普通交付税	1,198,370 千円
使用料及び手数料	3,198 千円	衛生手数料	3,198 千円
国庫支出金	936,978 千円	民生費国庫負担金	878,666 千円
		衛生費国庫負担金	45,512 千円
		民生費国庫補助金	5,300 千円
		衛生費国庫補助金	7,500 千円
県支出金	494,615 千円	民生費県負担金	427,500 千円
		民生費県補助金	67,115 千円
寄附金	2,000 千円	企業版ふるさと納税寄附金	2,000 千円
繰越金	265,011 千円	前年度繰越金	265,011 千円
市債	35,000 千円	衛生債	35,000 千円



歳 出

扶 助 費 等	2,080,600 千円	私立保育所等教育・保育給付事業費	750,000 千円
		訓練等給付事業費	660,000 千円
		障害児通所支援事業費	300,000 千円
		こども医療費助成事業費	282,500 千円
		重度障害者医療費助成事業費	38,000 千円
		児童扶養手当支給事業費	35,000 千円
		特別障害者手当等支給事業費	16,000 千円
		医療的ケア児保育支援事業費	△ 500 千円
		出産・子育て応援給付金給付事業費	△ 400 千円
		物 件 費 等	364,060 千円
中学校管理運営事業費	55,500 千円		
文書管理事務事業費	30,000 千円		
市営住宅維持管理事業費	16,000 千円		
障害福祉システム管理事業費	11,000 千円		
産前・産後支援事業費	11,000 千円		
水路維持管理事業費	10,000 千円		
学校情報通信機器運用事業費	8,000 千円		
乳幼児健康診査事業費	5,000 千円		
重度障害者医療費助成事業費	4,580 千円		
幼稚園管理運営事業費	4,000 千円		
公立保育所運営事業費	3,000 千円		
女性のための相談事業費	2,000 千円		
財 政 事 務 事 業 費	2,000 千円		
契 約 事 務 事 業 費	1,980 千円		
補 助 費 等	455,512 千円		
		予防接種一般事務事業費	45,512 千円
		救急医療対策事業費	10,000 千円
投 資 的 経 費	35,000 千円	廃棄物処理事業費	35,000 千円

債務負担行為

追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
あかし市民広場警備案内業務委託	12,000	R7
市税納税通知書製本及び封入封緘業務委託	15,400	
微小粒子状物質成分分析業務委託	6,000	
有害大気汚染物質等モニタリング業務委託	5,200	
水質監視分析検査業務委託	18,000	
有害鳥獣駆除業務委託	3,400	
旧大久保清掃工場ほか解体工事	2,840,000	R7～R9
収集事業課施設維持管理業務委託	4,000	R7
小動物の死体の収集運搬に関する業務委託	8,500	
あかし動物センター維持管理業務委託	31,000	
明石こどもセンター給食調理業務委託	20,000	
公園内ごみ収集及び運搬処理業務委託	8,500	
公園樹木等維持管理業務委託	58,999	
不法占用物等除却業務委託	3,233	
道路等維持補修工事	220,500	
街路灯新設・維持補修工事	47,900	
道路維持補修事業清掃等業務委託	23,300	
区画線・道路標示新設補修工事	7,000	
道路反射鏡・道路標識新設補修工事	7,000	
安全防護柵新設補修工事	26,000	
道路舗装補修工事	120,000	

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
街路樹剪定・道路除草等業務委託	74,000	R7
歩道橋エレベーター機械警備業務委託	750	
砂浜等清掃業務委託	14,000	
海岸施設等ごみ収集運搬業務委託	5,400	
港湾環境美化事業清掃等業務委託	8,284	
自転車保管庫機械警備業務委託	753	
中学校・高等学校屋内運動場空調整備業務委託	370,000	
特別支援学校施設整備事業	349,800	R7～R12
小学校警備員配置及び防犯カメラ等設置業務委託	144,000	R7
不審者情報等メール配信システム賃貸借	1,452	
学校図書管理システム等賃貸借	3,800	
学校園樹木害虫防除業務委託	4,000	
消防庁舎施設維持管理業務委託	4,670	

変 更 分

事 項	補正前		補正後	
	限度額 (千円)	期間 (年度)	限度額 (千円)	期間 (年度)
市役所新庁舎建設事業	16,001,100	R7～R11	19,177,290	R7～R11

今回の補正は、魚住町錦が丘 3 丁目地内配水管布設替工事に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為を追加するもの。

## 債務負担行為

## 追 加 分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
水質検査業務委託	53,000	R7
浄水場運転管理包括業務委託	765,000	R7～R9
配水場・浄水場施設警備業務委託	14,000	R7
施設維持管理業務委託	186,000	
源井設備水中ポンプ修繕	22,000	
水道配管維持管理業務	396,000	
配水管等補修工事	140,000	
水道メーター修繕	39,700	
魚住町錦が丘 3 丁目地内配水管布設替工事	210,000	

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為を追加するとともに、浄化センター・ポンプ場夜間休日等包括業務委託及び汚泥処理施設包括業務委託について、債務負担行為を変更するもの。

## 債務負担行為

## 追 加 分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
下水道各種施設維持管理及び取付管設置等工事	195,000	R7
浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事	10,900	
汚泥運搬業務委託	92,000	
浚渫汚泥処分業務委託	15,800	

## 変 更 分

事 項	補正前		補正後	
	限度額 (千円)	期間 (年度)	限度額 (千円)	期間 (年度)
浄化センター・ポンプ場 夜間休日等包括業務委託	1,041,000	R7～R9	1,186,800	R7～R9
汚泥処理施設包括業務委託	1,149,000	R7～R9	1,246,200	R7～R9

議案第 99 号  
議案第 104 号

明石市立文化博物館等に係る指定管理者の指定のこと

### 1 要 旨

明石市立文化博物館等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

### 2 指定管理者に管理を行わせる施設及び指定管理者となる団体

議案	施 設	団 体
第 99 号	明石市立文化博物館	小学館集英社プロダクション・鹿島建物共同事業体 (代表者) 株式会社 小学館集英社プロダクション 代表取締役 松井 聡
第 100 号	明石市立夜間休日応急診療所	一般社団法人 明石市医師会 会長 鈴木 光太郎
第 101 号	明石市立あかしユニバーサル歯科診療所	一般社団法人 明石市歯科医師会 会長 栗岡 一人
第 102 号	あかし斎場旅立ちの丘	富士建設工業・日本管財共同事業体 (代表者) 富士建設工業株式会社 代表取締役 鳴海 利彦
第 103 号	明石駅前立体駐車場	タイムズグループ (代表者) タイムズ 24 株式会社 代表取締役 西川 光一
第 104 号	17号池魚住みんな公園及び中尾親水公園	しんき&SSK共同事業体 (代表者) 神姫トラストホープ株式会社 代表取締役 切原 慎治

### 3 指定期間

(1) 議案第 99 号及び第 104 号

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(2) 議案第 100 号から第 103 号まで

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 1 要 旨

明石市役所食堂使用料等の支払督促において、相手方より異議申立てがあったため、訴訟手続を進めることにつき、明石市債権の管理に関する条例第13条第2項の規定により地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、報告するもの。

## 2 内 容

## (1) 相 手 方

加古川市に所在する法人

## (2) 請求の要旨

明石市役所食堂の使用料及び光熱水費を長期間滞納する相手方に対し、

ア 滞納使用料984,000円並びに滞納使用料に対する令和6年7月11日から支払済みまで年8分7厘の割合による延滞金及び既発生延滞金10,500円の支払い

イ 滞納光熱水費1,332,348円並びに滞納光熱水費に対する令和6年7月11日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金及び既発生遅延損害金22,400円の支払い

をそれぞれ求めるもの。

## 1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

## 2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅	滞納家賃（円）	専決処分日
明石市在住の個人	市営貴崎住宅	118,600	令和6年 11月11日



報告第21号  
〈  
報告第24号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第21号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年9月26日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 1,274,329円 (2) 相手方 車両所有者 神戸市に所在する法人 運 転 者 神戸市在住の個人 (3) 事故の内容 令和6年4月23日阪神高速道路3号神戸線上り線柳原インターチェンジ合流地点付近において、総務局財務室の職員が運転する本市所有の乗用車が、前方を走行中に急停止した相手方貨物自動車に接触し、車両所有者に損害を与えるとともに、運転者を負傷させたもの。
第22号	明石クリーンセンターにおける損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年10月24日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 93,808円 (2) 相手方 神戸市在住の個人 (3) 事故の内容 令和6年9月7日明石クリーンセンターの作業ヤードにおいて、環境産業局環境室資源循環課の職員が、相手方が搬入した粗大ごみを台車に載せて移動させていた際、当該粗大ごみが台車から転倒して相手方乗用車に接触し、損害を与えたもの。

報告番号	要 旨	内 容
第 2 3 号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年10月29日専決処分したので、報告するもの。	<p>(1) 損害賠償額 金 10,890円 (物件損害に係るもののみ)</p> <p>(2) 相手方 明石市在住の個人</p> <p>(3) 事故の内容 令和6年9月13日明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、こども局明石こどもセンターこども支援課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が右折しようとした際、自転車に乗車して右方から直進してきた相手方を転倒させ、自転車を破損させたとともに、相手方を負傷させたもの。</p>
第 2 4 号	道路上の事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年11月13日専決処分したので、報告するもの。	<p>(1) 損害賠償額 金 33,050円</p> <p>(2) 相手方 明石市在住の個人</p> <p>(3) 事故の内容 令和6年7月7日明石市林3丁目4番9号地先の道路上を相手方が歩行中、道路上の窪みにつまずき転倒し、負傷させたもの。</p>